平成２１年（フ）第１３９号
釧路市鳥取北４丁目22番124号　メイプルタウン楓１号―124
債務者　池野　勝子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１４０号
釧路市文苑２丁目40番４号　エステートＴＩＦＦＡＮＹ201
債務者　鷲田　麻紀
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１４３号
釧路市白金町２番７号　矢本マンション
債務者　館　　恵介
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１４９号
釧路市川北町４番332号
債務者　大葉　和子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１６２号
釧路市新富士町４丁目５番18号
債務者　大西　邦枝
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１６３号
釧路市新川町17番664号　新川公営住宅
債務者　高野　幸男
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１７４号
釧路市緑ケ岡１丁目７番20号　伊藤マンション１階５号室
債務者　長町　幾代
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１７６号
釧路市桜ケ岡３丁目８番20号　エーコー桜ケ岡106号
債務者　八巻　聖乃
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１７７号
釧路市緑ケ岡５丁目22番２号　ハイツ弘貴８号室
債務者　砂見賢一郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１７８号
釧路市中園町24番７号　飯島マンション102号
債務者　古野　藤夫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８１号
釧路市鳥取南４丁目４番644号　D24―644
債務者　鎌田　尚子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４０号
秋田県能代市清助町６番20号
債務者　浅野まどか
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１０１８号
横浜市戸塚区川上町99番地　斉藤アパート
債務者　鈴木　住江
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８０号
横浜市旭区若葉台２丁目９番403号
債務者　赤羽　昌子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１０号
横浜市磯子区洋光台２丁目18番12号　ＳＫハイム101号
債務者　榎本　祐一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部